

幼児教育・保育の無償化 2019年10月からスタート

☆利用料（保育料）

⇒ 3歳児から5歳児クラスまでの全ての子ども利用料が無償化

⇒ 0歳児から2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化

3歳児から5歳児クラスまでの幼稚園部分に通う子ども（1号認定の子ども）

- ・幼稚園の入園可能時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。
- ・保育料の無償化について、新たな手続きは不要です。
- ・通園送迎費、給食費、行事費などの実費負担分についてはこれまでどおり保護者負担になります。

3歳児から5歳児クラスまでの保育所部分に通う子ども（2号認定の子ども）

- ・満3歳になった後の4月1日（3歳児クラス）から小学校入学前までの3年が無償化の対象となります。
- ・保育料の無償化について、新たな手続きは不要です。
- ・給食費、行事費などの実費負担分についてはこれまでどおり保護者負担になります。

0歳児から2歳児クラスまでの子ども（3号認定の子ども）

- ・住民税非課税世帯が無償化の対象となります。
- ・保育料の無償化について、新たな手続きは不要です。
- ・行事費などの実費負担分についてはこれまでどおり保護者負担になります。

☆無償化の実施に伴う給食費の取扱い

⇒給食費（主食費（ごはん）、副食費（おかず・おやつ等）については、無償化後も引き続き、原則、保護者負担となります。

◆1号認定の子どもの給食費について

- ・無償化後も変わらず保護者負担となります。

◆2号認定の子どもについて

- ・主食費（ごはん）は無償化後も変わらず保護者負担となります。
- ・副食費（おかず等）については、これまで保育料の一部に含まれていたため、保育料は無償化されますが、副食費については引き続き保護者負担となります。

◆1・2号認定の子どもの副食費の免除について

- ・年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子（※）以降の子どもについては、副食費が免除されます。
- ・免除対象者へは別途通知します。
- ※保育料の算定方法により第3子に該当する子ども

◆保育料基準からみる給食費（副食費）の免除対象

1号認定子ども	第1子	第2子	第3子	2号認定子ども	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当 市階層、第1階層～第3階層	免除	免除	免除	年収360万円未満相当 市階層、第1階層～第6-3階層 第7-1階層、第8-1階層	免除	免除	免除
年収360万円以上相当 市階層、第4階層～第5階層	保護者負担	保護者負担	免除	年収360万円以上相当 上記以上の階層	保護者負担	保護者負担	免除

☆預かり保育（1号認定の子どものみが対象です） ⇒月額1万1,300円まで無償化

【預かり保育料等専用様式（新2号・新3号）】の提出が必要です

◆無償化の対象

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要性がある3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象。
- ・月額の上限額は450円/日×利用日数
- ・満3歳児は保育の必要性があり、かつ、市町村民税が非課税の世帯のみが無償化の対象。（月額上限16,300円）

≪算定例≫

例	利用日数	利用料(A)	上限額(B) (450円/日)	無償化対象 (AとBの少ない方)	保護者負担額
① 月額「400円」設定のX幼稚園で、月に10日利用した場合	10日	4,000円	4,500円	4,000円	0円
② 月額「9,000円」設定（月極）のY幼稚園で、月に2日利用した場合	2日	9,000円（月極）	900円	900円	8,100円
③ 月額「9,000円」設定（月極）のY幼稚園で、月に20日利用した場合	20日	9,000円（月極）	9,000円	9,000円	0円

※利用日数に応じて月額上限が変動するため、算定例②のように保護者負担額が発生する場合があります。

⇒預かり保育の無償化の対象となるには認定申請書の提出が必要です

◆認定について

- ・1号認定の子どもで、保育の必要性がある場合、新2号認定が必要となります。

◆申請書類について

①	「預かり保育料等専用様式（新2号・新3号）」（子育てのための施設等利用給付認定申請書）
②	「保育の利用を必要とする証明書」

- ・「保育の利用を必要とする」とは、下記の【保育を必要とする事由及び必要な添付書類】をご確認ください。
- ・「保育の利用を必要とする証明書」は交野市HPからダウンロードできます。
- ・インターネット環境がない場合は、認定こども園から受け取っていただけます。

◆提出方法

- ・申請書に記入、押印し、必要書類と一緒に専用封筒に入れ、封をして在籍の認定こども園へ提出してください。
- ・押印漏れ、記入漏れ等の不備があった場合は、申請は成立しませんのでご注意ください。

交野市独自の保育料の軽減措置（第3子無償化）を2019年10月から実施

⇒0～2歳の子どもの無償化を拡大～多子軽減における子どもの年齢の上限撤廃～

◆国の無償化は原則3～5歳

- ・保育料の無償化により、無償化の対象者は1・2号認定（3～5歳児）の子どもで、3号認定（0～2歳児）の子どもについては対象外となっています。（非課税世帯については無償化対象）

◆交野市独自に0～2歳の無償化対象の拡大

- ・交野市では、市独自の多子カウント方法を導入し、国の無償化の対象外となる3号認定の子どもに対して、多子世帯の保育料の軽減を実施します。※多子のカウント対象の子どもは生計が同じである事が条件です

◎国の多子カウント方法

世帯収入	カウント方法
年収360万円未満相当の世帯	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円以上相当の世帯	小学校就学前までの子からカウント

◎交野市の多子カウント方法（2019年10月～）

世帯収入	カウント方法
年収による区分を撤廃	年齢に関わらず世帯の子の数による

例) 3人兄弟の場合

中学生	小学生	保育所児 (3号認定)
1人	1人	1人

国のカウント

1人目算定⇒保育料 全額負担

交野市独自のカウント

3人目算定⇒保育料 【無償】

※2人兄弟の場合、2人目算定となり、保育料は半額です。

◆3～5歳の副食費も免除対象を拡大

- ・1号・2号の副食費についても、市独自の多子カウント方法により第3子以降にカウントされた子どもは副食費が免除されます。

【保育を必要とする事由及び添付書類】

新2号・新3号認定を受けるには、「認定申請書」と同時に保育を必要とする事由の確認書類として保護者(※)の『保育の利用を必要とする証明書』の提出が必要です。※夫婦の場合は両方必要です。

また、「保育の利用を必要とする証明書」には「保育を必要とする事由」ごとに添付書類が必要な場合があります。

次の表の「保育を必要とする事由」の確認をお願いします。

保育を必要とする事由	「保育の利用を必要とする証明書」の該当箇所及び添付が必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> ・外勤・内職・専従者 ・その他（雇用内定者・再雇用）の方（1カ月に64時間以上の労働を常態とする） 	①勤務証明書（内職証明書）
<ul style="list-style-type: none"> ・自営業（個人事業主）の方（会社役員の方は①勤務証明になります） 	②自営業申立書 ※証明書類として「開業届（控）」「営業許可証」「確定申告書（控）」のいずれかのコピーを添付
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、出産の方（産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度） 	③母子健康手帳の写し（出産予定日の記載部分 P.4・受診後の妊娠中の経過の写し P.8～9（交野市母子健康手帳の場合））を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、保護者の病気の方 	④疾病証明（診断書）
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、保護者の障がいの方 	⑤障がい状況証明 ※手帳の写し（顔写真と等級がわかる部分の写し）を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする事由が、親族の入院のための常時看護、又は同居の親族の常時介護 ※1 	⑥介護・看護証明
<ul style="list-style-type: none"> ・就業に向けて求職活動を行っている方 ※2（勤務先が内定している方や再雇用予定の方は、①勤務証明書（内職証明書）になります） 	⑦求職活動誓約書に記入
<ul style="list-style-type: none"> ・就学（職業訓練校・各種学校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方、または就学が決まった方 	⑧就学等（予定）証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が付き添いを必要とする療育施設等に母子通園している方 	⑨兄弟姉妹が療育施設等に母子通園している申告 ※療育施設の在園証明を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・災害などにより児童の居宅を失いまたは破損した場合に、その復旧の為保育できない方 	⑩災害復旧の欄に罹災した日を記入 ※罹災したことが分かる書類を添付
<ul style="list-style-type: none"> ・その他、市長が必要と認める場合 	市長が必要と認める書類を提出

※1 親族でない人への介護・看護や別居の親族への介護では新2・3号の認定は受けられません。

※2 求職活動が事由の場合、認定の有効期間は、有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月末まで。

問合せ先
〒576-0034
交野市天野が原町 5-5-1
交野市健やか部こども園課
TEL：072-893-6407
FAX：072-892-0525